

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案に対する修正案要綱

基本方針の策定に係る規定の修正

(第七条第三項関係)

総務大臣は、基本方針を定めようとするときは、聴覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないものとする。